

協議第 38 号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

下水道事業の取扱いについて

- 1 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。
- 2 下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合する。
- 3 下水道受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（下水道事業）

| 協議番号 | 枝番号 | 協議項目 | 部会名 | 提案 | 承認／継続 | 備考 |
|------|-----|-----------|------|-----|-------|----|
| 38 | | 下水道事業の取扱い | | | | |
| | 1 | 下水道計画 | 建設部会 | 第5回 | | |
| | 2 | 下水道使用料 | 建設部会 | 第5回 | | |
| | 3 | 受益者負担金 | 建設部会 | 第5回 | | |

| | | | |
|------|---|------|----------|
| 協議項目 | 38 下水道事業の取扱い | 小項目名 | 1 下水道計画① |
| 調整方針 | 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する | | |

| 調査 市町名 | 現 況 | | 調整の具体的内容 |
|-----------|--|---|---|
| | 熊 本 市 | 富 合 町 | |
| 市町別内容 | 1. 事業名 単独公共下水道事業 流域関連公共下水道事業 | 1. 事業名 公共下水道事業 (公共関連公共下水道) | 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。 なお、富合処理区に関する宇土市との協定については、新市との間で継続する。 また、雨水計画については、合併後検討する。 |
| | 2. 会計名 熊本市公共下水道企業会計 | 2. 会計名 富合町公共下水道特別会計 | |
| | 3. 汚水計画 計画面積 12,280 ha 計画人口 706,000 人 目標年次 平成 32 年 事業費 587,472 百万円 計画処理水量 517,600 m ³ /日 排除方式 分流式、一部合流式 | 3. 汚水計画 計画面積 420 ha 計画人口 15,000 人 目標年次 平成 30 年 事業費 18,015 百万円 計画処理水量 7,050 m ³ /日 排除方式 分流式 | |
| | 4. 認可計画 計画面積 11,136 ha 計画人口 639,160 人 目標年次 平成 23 年(流関は 20 年) 事業費 420,885 百万円 | 4. 認可計画 計画面積 151 ha 計画人口 3,630 人 目標年次 平成 21 年 事業費 6,339 百万円 | |
| | | | 次頁へつづく |

| | | | |
|------|---------------|------|----------|
| 協議項目 | 3 8 下水道事業の取扱い | 小項目名 | 1 下水道計画② |
| 調整方針 | | | |

| 調査 | 現 況 | | 調整の具体的内容 |
|-------|---|--|----------|
| 市町名 | 熊 本 市 | 富 合 町 | |
| 市町別内容 | <p>5. 整備状況(平成 17 年度末)</p> <p>処理人口 549,272 人</p> <p>普及率 83.4%</p> <p>整備面積 9,119 ha</p> <p>面整備率 74.3%</p> <p>6. 公の施設の利用に関する協定</p> <p>富合町との協定(杉島・御船手地区、32.2ha)は平成 14 年 9 月議会で議決</p> <p>7. 雨水計画</p> <p>区域面積 8,970ha</p> <p>目標年次 平成 32 年</p> <p>事業費 40,939 百万円</p> | <p>5. 整備状況(平成 17 年度末)</p> <p>処理人口 1,774 人</p> <p>普及率 22.1%</p> <p>整備面積 76 ha</p> <p>面整備率 18.1%</p> <p>6. 公の施設の利用に関する協定</p> <p>熊本市との協定(杉島・御船手地区 32.2ha)は平成 14 年 9 月議会で議決 宇土市との協定(区域面積 387.8ha)は平成 10 年 9 月議会で議決</p> <p>7. 雨水計画</p> <p>未策定</p> | |

| | | | |
|------|-------------------|------|-----------|
| 協議項目 | 38 下水道事業の取扱い | 小項目名 | 2 下水道使用料① |
| 調整方針 | 合併時に熊本市の使用料金に統合する | | |

| 調査 市町名 | 現 況 | | 調整の具体的内容 |
|-----------|---|---|--------------------------|
| | 熊 本 市 | 富 合 町 | |
| 市町別内容 | <p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10 m³まで 990 円 (従量料金 1 m³につき) ・11 m³~20 m³ 125 円 ・21 m³~50 m³ 165 円 ・51 m³~200 m³ 200 円 ・201 m³~500 m³ 240 円 ・501 m³~2,000 m³ 280 円 ・2,001 m³以上 325 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 2,240 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水 1 世帯につき 1,700 円</p> <p>(3) 一般公衆浴場 12 円/m³</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道局徴収 奇数・偶数月検針 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収 一般家庭用 → 奇数月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> | <p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び自家井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10 m³まで 1,575 円 (従量料金 1 m³につき) ・11 m³~30 m³ 157 円 ・31 m³~50 m³ 178 円 ・51 m³~100 m³ 199 円 ・101 m³以上 220 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 3,150 円</p> <p>* 井戸水使用の場合町で水量計設置</p> <p>(2) 公衆浴場用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 m³につき 26 円 <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 建設課下水道班徴収 毎月検針 (委託) → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> | <p>合併時に熊本市の使用料金に統合する</p> |

次頁へつづく

| | | | |
|------|---------------|------|-----------|
| 協議項目 | 3 8 下水道事業の取扱い | 小項目名 | 2 下水道使用料② |
| 調整方針 | | | |

| 調 査 | 現 況 | | 調整の具体的内容 | |
|-------|-------|---|---|-------|
| | 市 町 名 | 熊 本 市 | | 富 合 町 |
| 市町別内容 | | <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道局が検針 奇数・偶数月検針</p> <p>(2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託 2ヶ月検針(奇数月・偶数月) 事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> | <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 委託により毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所、一般家庭の量水器の設置は基本的には、町が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施</p> <p>5. データ処理 日立情報システムズ</p> | |

| | | | |
|------|------------------|------|----------|
| 協議項目 | 38 下水道事業の取扱い | 小項目名 | 3 受益者負担金 |
| 調整方針 | 合併時に熊本市の例により統合する | | |

| 調査 市町名 | 現 況 | | 調整の具体的内容 |
|-----------|---|--|-------------------|
| | 熊 本 市 | 富 合 町 | |
| 市町別内容 | 1. 受益者負担金額 200 円/m ² 2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日 3. 負担金の徴収猶予の有無 有り 4. 負担金の減免制度の有無 有り 5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び3年間×年4回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し 6. データ処理 市独自電算システム(富士通) | 1. 受益者負担金額 200 円/m ² 2. 施行年月日 H14 年 4 月 1 日 3. 負担金の徴収猶予の有無 有り 4. 負担金の減免制度の有無 有り 5. 納入方法 ①最寄の金融機関(口座振替は無し) ②5年間、年4回の分割均等払い及び一括納付有り ③一括納付の報奨金制度有り 報奨金額：3,745,312 円 件数：159 件 (17 年度実績) 6. データ処理 日立情報システムズ | 合併時に熊本市の例により統合する。 |